

議案第1号

平成25年度木古内町一般会計補正予算（第7号）

平成25年度木古内町一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4, 205, 919千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年11月5日 提出
木古内町長 大森伊佐緒

第 1 表 歳入歳出予算補正

【歳入】

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
歳入	合計	4,205,919	0	4,205,919

【歳 出】

(単位:千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2. 総 務 費		596,989	152	597,141
	1. 総 務 管 理 費	574,855	152	575,007
14. 職 員 給 与 費		558,797	△ 152	558,645
	1. 職 員 給 与 費	558,797	△ 152	558,645
歳 出	合 計	4,205,919	0	4,205,919

平成25年度 木古内町一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括
【歳入】

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	合計
歳入合計	4,205,919	0	4,205,919

【歳 出】

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国道支出金	地方債	その他	
2. 総 務 費	596,989	152	597,141				152
14. 職 員 給 与 費	558,797	△ 152	558,645				△ 152
歳 出 合 計	4,205,919	0	4,205,919				0

議案第 2 号

木古内町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について

木古内町長等の給与等に関する条例（昭和 44 年条例第 5 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 25 年 11 月 5 日提出
木古内町長 大森 伊佐緒

木古内町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例

木古内町長等の給与等に関する条例（昭和44年条例第5号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 34 平成25年11月1日から同年11月30日までの間における町長及び副町長の給料月額、第3条及び附則第32項の規定にかかわらず、第3条に規定する額から100分の10に当たる額を減じた額から、次の表に掲げる額を減じた額とする。

区分	減額する額
町長	140,000円
副町長	90,000円

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成25年11月1日から適用する。